

福島市公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び上水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第42号

福島市公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び上水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(福島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 福島市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第74号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島市上下水道事業の設置等に関する条例

第1条から第5条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の設置)

第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を設置する。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業及び

農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
- 3 公共下水道事業の名称、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、別表第2のとおりとする。
- 4 農業集落排水事業の名称、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、別表第3のとおりとする。

(組織)

第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて管理者1人を置く。

- 2 前項の管理者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とする。
- 3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「見積価額」を「見積価格」に改める。

第7条及び第8条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第9条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「業務状況の説明書」を「業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により業務状況説明書類を提出する場合においては、次の各号に掲げる月に公表する業務状況説明書類に当該各号に定める事項を記載するものとする。
  - (1) 4月 当初予算の状況
  - (2) 8月 前年度決算の状況
  - (3) 12月 10月末日までの予算の執行状況

第9条第3項中「ある」の次に「と認める」を加え、「特定の事項について臨時に」を「臨時に、特定の事項に関する業務状況説明書類を」に改め、同条第4項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「期間内に」の次に「業務状況説明書類を」を加え、「事故の」を「当該事故が」に、「すみやかに」を「速やかにこれを」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
福島市上水道事業	福島市水道条例（昭和55年条例第35号）第2条に定める区域	282,000人	99,000立方メートル

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

名称	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
福島市公共下水道事業	6,295ヘクタール	220,400人	1,400立方メートル

別表第3（第4条関係）

名称	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
福島市農業集落排水事業	311.8ヘクタール	3,640人	1,201.2立方メートル

（福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「任命権者」を「上下水道事業管理者」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第10条の6に次の1項を加える。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして上下水道事業管理者が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（福島市上下水道局企業職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第3条 福島市上下水道局企業職員の服務の宣誓に関する条例（昭和27年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業法」を「（地方公営企業法）に、「第2条第1項」を「第7条の2第11項において準用する場合を含む。」に改め、「企業職員（）の次に「上下水道事業管理者を含む。」を加える。

（福島市農業集落排水事業分担金条例の一部改正）

第4条 福島市農業集落排水事業分担金条例（平成7年条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第1項、第9条及び第10条を除く。）中「市長」を「管理者」に改める。

第4条第1項第2号中「管渠施設」を「<sup>きよ</sup>管渠施設」に改める。

第5条第1項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第10条中「規則」を「規程」に改める。

(福島市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 福島市農業集落排水処理施設条例（平成10年条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条を除く。）及び別表中「市長」を「管理者」に改める。

第4条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条中「規則」を「規程」に改める。

第19条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(福島市下水道条例の一部改正)

第6条 福島市下水道条例（昭和46年条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の4」を「・第20条の4」に改める。

本則（第3条第11号、第21条、第23条第1項及び第2項、第24条第1項及び第2項並びに第26条を除く。）中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第3条第11号中「市長」を「上下水道事業管理者（この号を除き、以下「管理者」という。）」に改める。

第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「第15条」の次に「の規定による申込み」を加え、「水道事業管理者に提出した場合は、前項の届出があつた」を「管理者にした者は、前項の届出をした」に改める。

第13条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第14条第1項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「水道事業管理者に提出した場合は、前項の届出があつた」を「管理者にした者は、前項の届出をした」に改める。

第15条第1項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第3項中「水道事業管理者に提出した場合は、第1項の届出があつた」を「管理者にした者は、第1項の届出をした」に改める。

第18条第1項中「申し込み」を「申込み」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、「提出し、市長の許可を受けなければ」を「、法第24条第1項の許可にあつては管理者に、法第29条第1項の許可にあつては市長に提出しなければ」に改める。

第22条中「及び都市下水路」を「若しくは都市下水路」に、「前条の許可を受けて」を「それぞれ当該規定による許可を受けて」に、「前条の許可を受けた」を「当該許可を受けた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第23条第1項中「占用しようとする者は」の次に「、公共下水道の敷地又は排水施設にあつては管理者に、都市下水路の敷地又は排水施設にあつては市長に対し」を加え、「提出して市長の」を「提出し、その」に改め、同項ただし書中「第21条第1項」を「占用物件の設置について法第24条第1項又は法第29条第1項」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者又は市長（以下「管理者等」という。）」に改め、同項第1号中「公共下水道」の次に「又は都市下水路」を加え、同項第2号及び第3号中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「規定を準用する」を「例による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（占用の許可の取消し）

第23条の2 管理者等は、法第38条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、前条第1項の占用の許可を取り消すことができる。

第24条第1項中「前条第1項」を「第23条第1項」に、「又は当該占用物件」を「、当該占用物件」に改め、「廃止した」の次に「とき、又は前条の規定により占用の許可を取り消された」を加え、「及び都市下水路」を「又は都市下水路」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者等」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者等」に改める。

第25条第1項第1号中「5,000円」を「1件につき5,000円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「1件につき2,000円」に改める。

第26条中「規則で」を「、管理者等が」に改める。

第27条第8号中「申請書」の次に「、申込書」を加える。

（福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第7条 福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県北都市計画福島下水道事業受益者負担に関する条例

本則（第1条及び第11条の見出しを除く。）中「市長」を「管理者」に改める。

第1条中「福島市長（以下「市長」という。）」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第11条の見出し中「市長への」を削る。

（福島市情報公開条例の一部改正）

第8条 福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(福島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第9条 福島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(福島市部設置条例の一部改正)

第10条 福島市部設置条例（昭和48年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び局（以下部及び局を単に「部」という。）」を削り、同条第12号を削る。

第2条第13号を削る。

(福島市職員定数条例の一部改正)

第11条 福島市職員定数条例（昭和49年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「の適用を受ける水道事業の職員」を「第15条第1項に規定する企業職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 上下水道事業管理者

第2条の表中「水道事業の職員」を「企業職員」に改める。

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第12条 市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条及び別表中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(福島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 福島市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

別表第3の2の項支給の範囲の欄第5号を削り、同表の6の項中「、上下水道局」を削る。

(福島市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第14条 福島市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第8条第3号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(福島市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第15条 福島市職員等の旅費に関する条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(福島市債権管理条例の一部改正)

第16条 福島市債権管理条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公営企業管理規程」を「企業管理規程」に、「次条及び第6条において」を「以下」に改める。

第4条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第7条第1項及び第3項並びに第8条中「市長」を「市長等」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(福島市下水道等事業の設置等に関する条例の廃止)

2 福島市下水道等事業の設置等に関する条例（平成27年条例第49号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じ、施行日以後に支給すべき第13条の規定による改正前の福島市職員の給与に関する条例の規定に基づく税外徴収手当及び特殊現場業務手当については、なお従前の例による。

4 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分、承認、認定その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた申請、届出その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分、承認、認定その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。

5 旧条例の規定により市長に対して届出その他の手続をしなければならない事項のうち新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続をしなければならないこととなるもので、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。